# 重要事項説明書

保育の提供開始にあたり、当施設があなたに説明すべき重要事項は次の通りです。

# 1 施設運営主体

名				称	社会福祉法人 まこと鳴滝会
所	新 在 地 和歌山県和歌山市園部381番地28				和歌山県和歌山市園部381番地28
法	人	等	種	別	社会福祉法人
代	表	者	氏	名	理事長 富森 義登
電	話	;	番	号	073-455-6469

# 2. 利用施設

施 設 の 種 類	保育所			
施 設 の 名 称	まことよどがわ保育園			
施設の所在地	大阪市淀川区三津屋北1丁目34-10			
施設長氏名	園長 酒匂 春美			
連 絡 先	電話 06-6886-0080 FAX 06-6886-0081			
対象児童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を 必要とする小学校就学前児童			
認可定員	O歳児     9名     1歳児     12名     2歳児     12名       3歳児     15名     4歳児     15名     5歳児     15名			
利用定員	満3歳以上の児童 45名 満1歳以上満3歳未満の児童 24名 満1歳未満の児童 9名			
開 設 年 月 日	2020年8月1日			
事業所番号	000000018987			

#### 3 施設の目的・運営方針

まことよどがわ保育園(以下、「当園」という。)は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)の理念にのっとり、保育を必要とする乳児及び幼児(以下「園児」という。)の保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする。

- (1) 「当園」は、保育の提供に当たっては、入園する園児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 「当園」は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下、園児の状況や発達 過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。
- (3) 「当園」は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

# 4 施設・設備等の概要

#### (1) 施設

敷	地	敷 地 全 体	254. 39m²
		屋外遊戯場	128. 25m²
園	舎	構造	鉄骨造4階建て
		延べ面積	508.41 m²

# (2) 主な設備

設備	居室数	備考
乳児室・ほふく室	1室	さくら組(〇歳児)もも組(1歳児)
保育室	2室	ちゅーりっぷ組(2歳児)そら組(3歳児) ほし組(4歳児)つき組(5歳児)
調理室	1室	
事務室兼医務室	1室	

#### 5 職員の配置状況

職種	員数	常勤	非常勤	備考
園 長	1	1		
主任保育士	1	1		
保育士	18	11	7	
看護師	1	1	0	
保育補助支援員	2	1	1	
栄 養 士	1	1		
調理員	5		5	
嘱託医	2		2	

※その他、必要に応じて職員を配置しております。

※当園では、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年3月30日大阪市条例第49号。以下「条例」という。)」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

※職員配置は在園児数により変動の可能性があります

# <各職種の勤務体系>

職種	勤務体系
園長	7:30~19:30のうち8時間
主任保育士	正規の勤務時間帯(7:30~19:30)のうち 8 時間シフト制
保育士	正規の勤務時間帯(7:30~19:30)のうち 8 時間シフト制
看 護 師	正規の勤務時間帯(7:30~19:30)のうち 8 時間シフト制
栄 養 士	正規の勤務時間帯(7:30~16:30)
調理員	正規の勤務時間帯(7:30~16:30)のうち5時間

- ※ ローテーションにより、各職員の勤務日及び勤務時間帯は異なります。
- ※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

# 6. 保育を提供する曜日・時間・休園日

提供する曜日	月曜日から土曜日
	土曜日保育は、別途就労証明(全保護者分)が必要です。
保育時間	【保育標準時間認定を受けた方】
	7時30分~18時30分(11時間)
	【保育短時間認定を受けた方】
	8時30分~16時30分(8時間)
	実際に保育を提供する日及び時間帯は、上記時間内において、証明書
	に基づき、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当園との
	協議のうえで保護者ごとに個別に決定します。
延長保育	上記以外の時間帯において、就労などやむを得ない理由により保育が
	必要な場合は、下記の時間帯において、延長保育を提供いたします。
	(延長保育利用にあたっては、別途利用者負担が必要となります。)
	【保育標準時間認定を受けた方】
	18時30分~19時30分
	【保育短時間認定を受けた方】
	7時30分~8時30分及び16時30分~18時30分
休園日	・日曜日 ・国民の祝日に関する法律に規定する休日
	• 年末年始(12月29日~1月3日)
	・厚生労働省が定める感染症のガイドラインに従い園児へ感染症の蔓延の
	恐れがあると判断した場合・災害時

## 7. 提供する保育の内容

当園は、保育所保育指針(平成29年3月31日厚労省141)に基づき、園児の心身の状況 等に応じて、以下の保育その他適宜の提供を行います。

- (1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供、病児保育(体調不良児対応型)の提供
- (2) 当園の保育目標
  - ・心身共に健やかな育成を図り、社会人としての基礎を作る。情操教育を高め、個性豊かで 未来へ向かう前進力を養い、無限の可能性を大きく伸ばす保育を目指します。乳児は、個別 に対応したきめの細かい生活保育を、幼児は、10の姿を目標に体験保育を中心とした就学 前教育を行います。
- (3) 当園の特色ある保育
  - 外部講師による英会話 体操
- (4) その他
  - 子育て支援 地域交流
  - ・共同保育(みらいみつや保育園)

#### (5) 年間行事予定

月	行 事 内 容
4月	<b>★</b> 入園式 進級式
5月	春の遠足(3.4.5 歳児)
	★保育参観・クラス懇談(3.4 歳児)
6月	★保育参観・クラス懇談(O.1.2.5 歳児)
7月	プール開き 地域交流(七夕祭り)
	★個人懇談(全年齢児)
8月	夏祭り プール納め ★○夕涼み会
9月	老人ホーム訪問(4.5 歳児)
10月	収穫体験(3.4.5 歳児) ★運動会(全園児)
	★保育参観・クラス懇談(2 歳児)秋の散歩遠足(O.1.2 歳児)
11月	★作品展 ★保育参観・クラス懇談(O.1.3.4 歳児)勤労感謝(地域訪問)
12月	★●保育参観(5 歳児) 地域交流(クリスマス会)
	★個人懇談(5 歳児)
1月	お正月遊び ★個人懇談(O~4歳児)
2月	★発表会(全年齢児) 節分(豆まき) ●小学校見学
3月	ひなまつり会 お別れ遠足 お別れ会 ★卒園式

(月例行事) 発育測定 災害避難訓練 誕生会

(外部講師による指導) 3.4.5歳児…英会話教室

3.4.5歳児…体操教室

▲未入園児・保護者参加 ●は年長児のみ参加 ★は保護者参加

※行事は変更することもありますので、毎月の園だよりをご覧ください

# (6) デイリープログラム

	 O歳児	1. 2歳児	3歳児	4. 5歳児	
7:30			·		
8:00	 自由あそび				
8:30		登	園(短時間保育)		
8:35	各保育:	室へ移動		自由あそび	
9:15	お	やつ		朝の体操	
10:00	朝	の会		朝の会	
	— bi + 3.1%			ルタ(食育・諺・都道府県)	
	ア外あそび・	コーナーあそび	知育ワーク	<ul><li>ひらがな(線)遊び等】</li><li>チューター教材(5歳児)</li></ul>	
				プユーター教例 (O 成元)	
10:30	製作	あそび	戸外あそこ	「(絵画造形表現・音楽遊び)	
11:00	食事	準備	外部講師に	よる指導(体育・ECC)	
11:20	É	事	食事準備		
12:00				食事	
12:30	午睡				
13:00			午睡	課題活動	
14:00					
14:30~	起床•検温		   起床	自由遊び	
15:00	KE/1	177mi	NEPT.		
15:00~ 15:30	おやつ			おやつ	
15:45	終わ	りの会		終わりの会	
16:00		上)あそび	自由(屋上)あそび		
16:15	路園準備(		[久	国出 (注土/ <b>め</b> 60 園準備 (短時間保育)	
16:13		运时间休月/ 一 時間保育)		國华州(松时间休月) 園(短時間保育)	
10.00					
17:00		記合同保育 あそび	異年齢児合同保育 自由あそび		
17.00		ス降園	順次降園		
18:30			   		
19:00		延長保育(補食)			
	自由あそび				
19:30	全園児降園				

## 8. 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況

	T
食事の提供方法 自園調理	<ul><li>・外部業者に委託し衛生管理や食事環境にも十分留意しています。</li><li>・当園の給食は、栄養士作成の献立表に基づき、心身の健全育成を図るために、発育・発達状況にあった適切なエネルギーや栄養素の量を確保します。又、望ましい食習慣の定着を促し、食に関する嗜好や体験が広がるように、多様な食品や料理を組み合わせて提供しています。</li></ul>
食事の提供を行う日	<ul><li>保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。</li><li>遠足、災害時など食材業者の都合により、弁当をお願いする時があります。</li></ul>
食育の推進	・食事を楽しく食べる体験を通して、食への関心を育み、生涯にわたって 健康でいきいきとした生活を送る基礎となる「食を営む力」を培うこと を目標としています。
	・食育の一環として 幼児クラスは、クッキングを行います。
離乳食	・お子さんが家庭で食べた経験があり、アレルギーなどの症状が認められなかった食材から提供します。保護者の方と連携しながら、お子さんに合わせた内容(食品の種類や形態)や量で、無理なく進めていきます。
アレルギー対応状況	<ul> <li>医師が記載した「保育所におけるアレルギー疾患生活管理指導表」に基づき、お子さんが安全に保育園生活を送れるように、保護者の方と連携しながら、完全除去の食事(代替食・除去食)を提供します。</li> <li>除去していた食物の解除は、医師の診断のもと、原因食物を家庭において複数回食べて、症状が認められないことを確認してから提供します。</li> </ul>
	・食物アレルギー対応マニュアル有

- ・毎月、給食だよりを発行し、献立や食事に関する情報を届けます。
- 毎月、食育の日を設定し、特色ある献立を実施します。
- 当園は外部委託業者が独自の献立を作成し、給食室にて調理しています。

#### 9. 保護者と当園の連絡について

当園でのお子さんの状況や家庭での状況を相互連絡しあうために連絡帳を活用します。 月に1回園だよりを発行し、月の行事や共通連絡事項などをお知らせします。 他にクラスだよりやほけんだよりを発行します。

# 10. 利用料金

- (1) 特定教育・保育に係る利用者負担(保育料) 支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。
- (2) 保育の提供に要する利用者負担金並びに実費徴収料金等
  - (1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担いただきます。

保育にかかる諸費用は、保護者様指定の金融機関より引き落とし、突発延長料金、園外保育の料金等に関しては、現金にて実費徴収いたします。

#### 11. 特別支援教育・障がい児保育の取組状況

地域社会の中で、障がいのある子どもとない子どもが共に育ち合うインクルーシブ保育を基本的な考え方として、集団生活の中で、障がい児の成長・発達の促進を図り、何が必要なのか、どんな支援が大切なのか考え、その子の「楽しい」を見つけて行く。共に生活する中で、健常児においても、その違いから様々な刺激を受け、心の成長に繋がると考えている。

# 12. 利用の開始に関する事項

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入園決定され、支給認定を受けた保護者が本 重要事項説明書などに同意された後に保育の提供を開始します。

#### 13. 利用の終了に関する事項

当園は以下の場合には保育の提供を終了いたします。

- (1) 利用園児が小学校に就学したとき
- (2) 園児の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給認定要件に該当しなくなったとき
- (3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

## 14. 嘱託医

当園は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

#### (1) 内科

医療機関の名称	なかにしキッズクリニック
医院長名又は医師名	中西康詞
所 在 地	大阪市淀川区三津屋北1丁目16-5アドモアコート神崎 川1F
電話番号	06-6309-3265

## (2) 歯科

医療機関の名称	タカダ歯科
医院長名又は医師名	髙田 秋介
所 在 地	大阪市淀川区三津屋北1丁目34-11
	神崎川クリニックモールⅡ1F
電話番号	06-4805-8585

#### 15. 緊急時における対応方法

緊急時の連絡のために、保護者の方の緊急連絡先等の提供をお願いしています。

お預かりしている園児に病状急変等、園医又は、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

緊急時における対応や関係機関・保護者様との連絡方法、職員の体制作りなどについて保育園

独自のマニュアルを作成し、保護者や関係機関との連携を図りながら、健康及び安全に努めています。

# 16. 非常災害時の対策

暴風警報発令時	保育時間中に発合された場合	保育を中止します。 登園後の場合、速やかにお迎えをお願いします。 登園前の場合は、登園を見合わせて下さい。
	保育時間外に発令された場合	登園を見合わせて下さい。 午前7時現在発令されており、継続が予想される場合は、園児の危険を予防し、不測の事態を未然に避けるため、登園を見合わせて下さい。
	保育時間中に解除された場合	保育を開始します。 保育園内の安全確認や職員の参集時間等を勘案 し、保育開始時間等を決定して、一斉メールで お知らせします。 (時間前に登園頂いても保育は実施出来ません)
大雨•洪水警報発令時	原則として保育を実施します。但し、気象状況によって暴風警報発令時と同様の対応を取ることがあります。	
避難準備高齢者等避難開始	保育時間中に発令された場合	解除されるまで休園とします。 登園後の場合、直ちにお迎えに来て下さい。 避難 <u>勧告</u> 発令時は、必要に応じ、園児と共に避難 所に避難します。 避難 <u>指示</u> 発令時及び特別警報発令時は、園児と共 に避難所に避難します。
避難勧告(レベル3) 避難指示(緊急)	保育時間外に 発令された場合	解除されるまで休園とします。
特別警報 発令時	保育時間中に解除された場合	保育を開始します。 保育園内の安全確認や職員の参集時間等を勘案 し、保育開始時間等を決定して、一斉メールでお 知らせします。 (時間前に登園頂いても保育は実施出来ません)

防災設備	<ul><li>・自動火災報知機</li><li>・・誘導灯</li><li>・・ガス漏れ報知機</li><li>・非常警報装置</li><li>・スプリンクラー</li><li>・その他、カーテン、敷物、建具等の防炎処理</li></ul>
避難•消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月1回以上実施します。

※火災・地震・台風・水害・津波等の非常災害等に対し、児童の安全を確保するための具体的な計画及び

防災マニュアルを作成しています。

# 17. .虐待防止のための措置に関する事項

園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、以下の措置を講じています。

- (1) 職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

# 18. 要望・苦情等に関する相談窓口

意見・要望・苦情等に適切な対応を図るため、苦情解決責任者である園長の下に、苦情受付担当者を決め、話し合いにより意見・要望等の円滑な解決に努めます。

	<ul><li>窓□担当者 主任 岡本 妙子</li></ul>	
当園	• 苦情解決責任者   園長  酒匂  春美	
ご利用相談窓口	・ご利用時間 9:30~17:00	
	•電話番号 06-6886-0080	
	担当者が不在の場合は、当園職員までお申し出ください。	
第三者委員	三宅佳代 電話番号 073(436)4123	
	中村吉成 電話番号 073(433)3305	

## 19. 利用者に対しての保険の種類・保険事故・保険金額

当園では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	独立行政法人日本スポーツ振興センター保険
保険の内容	災害共済給付
金額	365 円 (年額)

# 20. 園児の利用状況

( R4. 4. 1 )

( R5. 4. 1 )

# ( R6. 4. 1 )

歳児	人数
〇 歳児	9名
1 歳児	12名
2 歳児	12名
3 歳児	15名
4 歳児	14名
5 歳児	11名

歳児	人数
O 歳児	9名
1 歳児	12名
2 歳児	11名
3 歳児	15名
4 歳児	13名
5 歳児	15名

歳児	人数
0 歳児	6名
1 歳児	12名
2 歳児	12名
3 歳児	15名
4 歳児	15名
5 歳児	13名

# 21. 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

項目	受審、実施状況	受審、実施結果
第三者評価受審状況	実施予定	
自己評価の実施状況	実施	適正

# 22. 子ども・子育て支援法第39条第3項、第5項の規定により公表・公示された旨

なし(有る場合は、その旨及び公表・公示内容を記載)

# 23. 個人情報の保護について

教育・保育の提供に当たって職員が知り得た個人情報、秘密は、法令による場合を除くほか保護者の同意を得ずに第三者に提供することはありません。

# 24. 当園におけるその他の留意事項

毎朝の検温 体調確認	日々の園生活の中で、お子さんの様子を注意深く観察し、小さな変化
	の気づきから、病気や怪我などの早期発見に努めています。
	登園前にお子さんの健康状態①機嫌の良し悪し②顔色③食欲④排便の
	有無⑤発熱の有無(37.5℃以上は当園を控えてください)など、いつ
	もと様子が異なっていないか確認してください。
送迎	保護者様送迎のみ・基本自動車での通園は、認めておりません。
	感染症の予防に効果的な方法です。
	入園前に受けられる予防接種は、お子さんの健康を守るために受けて
	おきましょう。
予防接種受診	まれに副作用が起こる可能性もありますので、安全を考慮して、
	予防接種を受けた日は、お子様をお預かりすることはできません。
	かかりつけ医と相談しながら計画的に受けましょう。
	定期予防接種だけでなく、任意予防接種も受けるようにしましょう。
保健活動	年間午睡(3歳児まで。4.5歳児は夏場など状況に応じて行う)
検診・検査	検尿検査(年1回)歯科検診(年1回)内科検診(年2回)
	嘱託医(かかりつけ医)を受診して頂くか、当園の看護師にお尋ねく
   感染症と病気の対応	ださい。麻疹(はしか)水痘(水ぼうそう)インフルエンザ等、学校
念来症と必えびが心	保健法で指定の感染症に感染した場合は、登園停止期間を経過してか
	ら、医師による当園許可証を記入してもらってからの当園となります。
与游	「入園のご案内」に大切なことが記載してあります。確認してくださ
与薬	UN.
	独立法人日本スポーツ振興センター保険加入のご案内
災害救済	保育園の管理下において災害(負傷・疾病・障害等)が発生し、医
	療機関を受診した際(ただし診療報酬点数が 500 点以上の場合)、医
	療費の一部が給付される災害共済制度があります。保育園に入園され
	るすべてのお子さんが加入の対象となります。
喫煙	当園の敷地内は、すべて禁煙です。
宗教活動、政治活動、	利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政
営利活動	治活動及び営利活動はご遠慮ください。